

静岡県立中央特別支援学校
いじめの防止等のための基本的な方針
(改定 令和7年4月)

児童生徒の「命と人権」を守る学校

一人一人の自尊感情を高め、規範意識や人権感覚を醸成し、「人を大切にする」健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない学校づくりになると考える。

「皆と共に（学校目標）」から

「キラリ＆ホット活動」

教職員一人一人が人を尊重する倫理観を持ち、児童生徒の人格や人権を尊重する。それぞれの良さを大切にする視点で「人を大切にする」取り組みとして、学校にかかわる全ての人がお互いの良さや頑張りを認めあう「キラリ＆ホット」の視点を大切にしていく。

第1章 基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」

不快

・人前で不快なことや恥ずかしいことをされる。

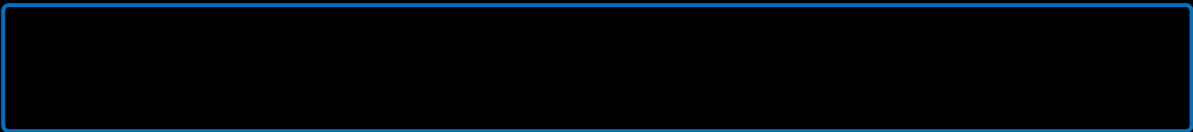
など、いじめた側の善悪の意識に関わらず、された側が苦痛とを感じる全ての事柄をいじめと考える。

いじめの理解にあたって留意すること

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立って判断する。苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることがある。規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったり、「観衆」として囃し立ておもしろがったりする児童生徒や「傍観者」として周りで見ている様子をして関わらない児童生徒がいることにも留意し、本人や周りの状況等をしっかりと確認する必要がある。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 未然防止



① 未然防止について

(ア) 道徳教育の推進

- ・人権に関する研修を実施し、各学習集団で人権教育に取り組む。
- ・互いの理解を深めるため、他学部、他学年間の交流を行う。

(イ) 子どもの自主的活動の場の設定

- ・仲間の良さを認め合い、人を大切にする心を育てる。(キラリ&ホット活動)
- ・児童、生徒会活動を通して児童生徒の良さを引き出し認める。
- ・挨拶運動を通して挨拶の日常化を図る。

(ウ) 保護者や地域への啓発

- ・面談や連絡ノート等で児童、生徒の成長やあらわれを共有する。
- ・学校説明会やホームページ等でいじめに対する取組を公開する。

(エ) 配慮を要する子どもへの支援

- ・スクールカウンセラーや関係機関と連携し支援していく。

(オ) 教職員の人権意識の向上

- ・人権研修を実施し、教師の人権意識や人権感覚を高める。
- ・人権チェックやグループ目標などの取り組みを通し日常の指導や支援を振り返る。

② 早期発見について

(ア) いじめの情報共有

- ・送迎時や参観日などの直接会える機会を活用して保護者と連携をとる。
- ・他の教職員や地域からの情報を集める。

(イ) 子どもの実態把握

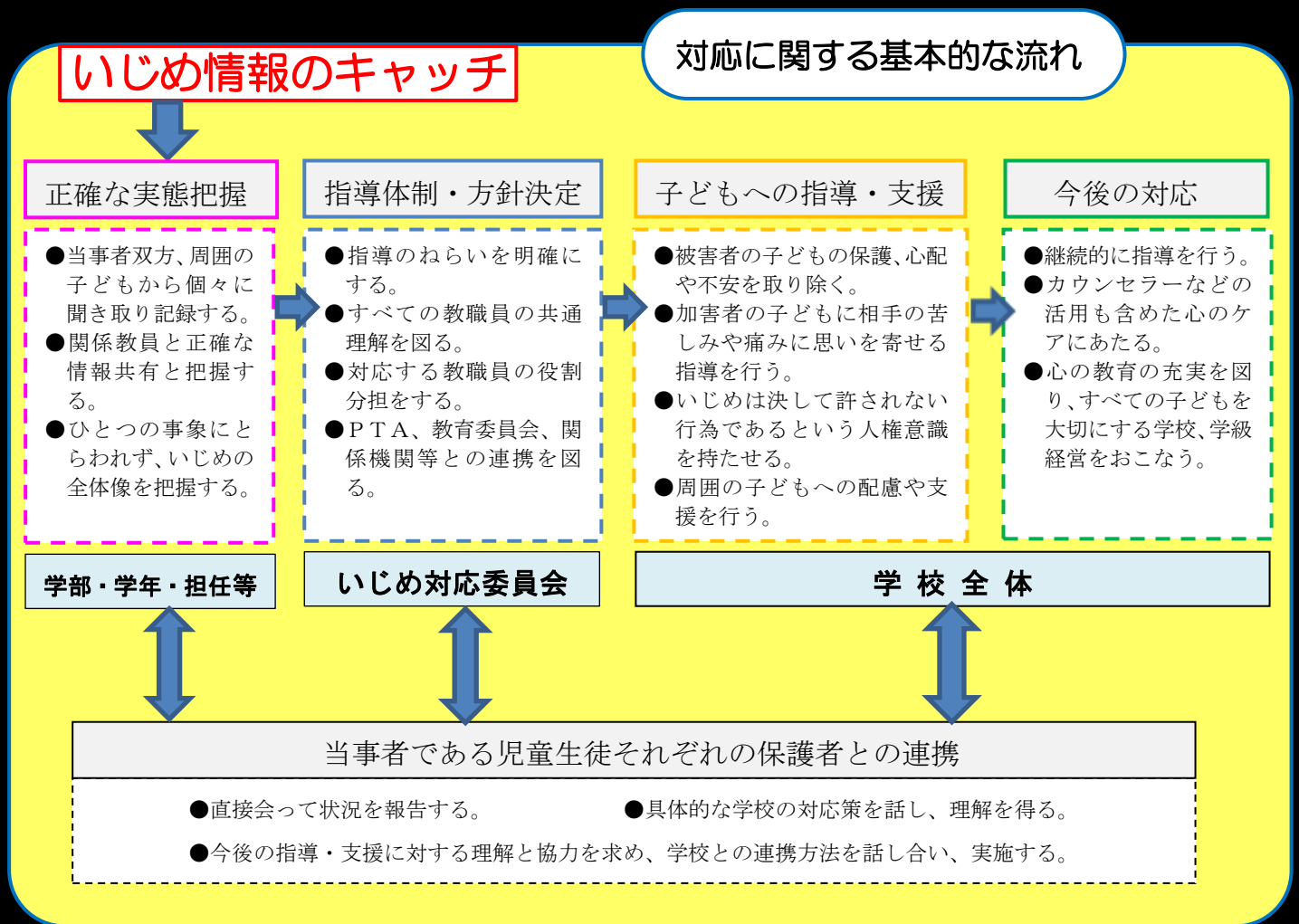
- ・授業だけでなく休み時間等にも声を掛けて、子どもの様子に注意をはらう。子どもとの日頃の会話や表情等の変化に配慮し、日常の生徒指導による気づき、また日常の日記等を通しての子ども理解に努める。

(ウ) 相談体制の整備

- ・児童生徒への人権に関するアンケート調査を年2回実施するなど、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、子どもや保護者からの訴えを受け止める。

2) 早期対応

一人で対応したり、抱え込んだりせず、報告、連絡、相談を行い、組織として対応する。できる限り早期の対応を行うが、人権などにも配慮し、慎重に進めることもある。

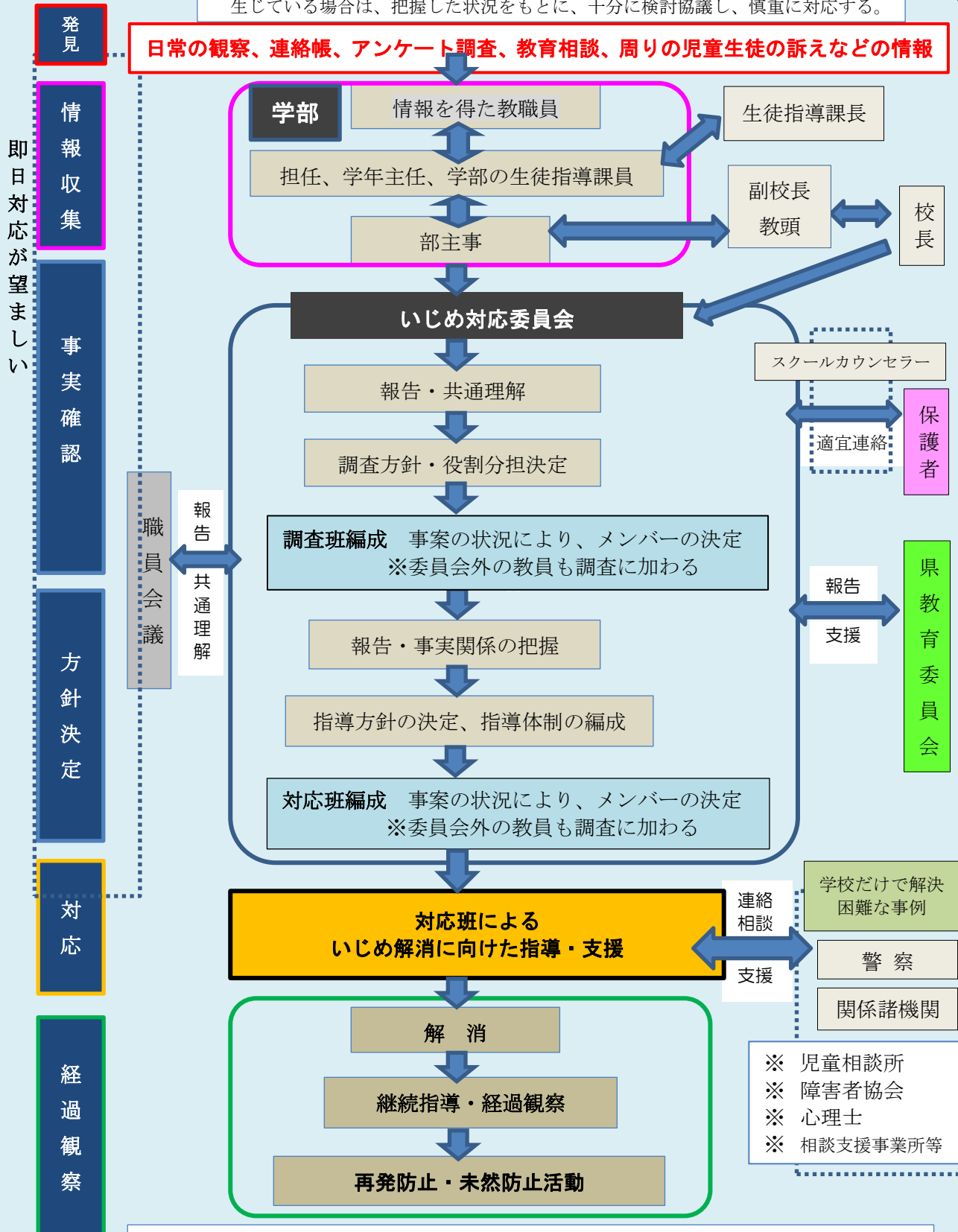


第2章 いじめ対策組織

- 組織名** 静岡県立中央特別支援学校 いじめ対応委員会
- 構成員** 校長 副校長 教頭 事務長 学部主事（主任） 教務課長 生徒指導課長 担任学年 必要に応じて 養護教諭 寮務主任 など
- 役割**
 - ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
 - ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

4 対応の流れ

*いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでをその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や加害被害の双方の意識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し、慎重に対応する。



*いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることが必要である。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

第3章 重大事態への対応

重大事態対応フロー図

【いじめの疑いに関する情報】

- いじめ防止対応委員会でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実確認を行い、県教育委員会(以下「教育委員会」)へ報告

【重大事態の発生】

- 教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - ・ 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日間を目安、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

◎教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

学校が調査主体の場合

教育委員会の指導・助言のもと、以下のような対応で当たる。

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。
- ※ いじめ防止対応委員会を母体として、当該重大事態に応じて適切な専門家を加える。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係を特定するのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ 事実をしっかり向き合おうとする姿勢で取り組む。
- ※ 先行して調査してある場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。（適時・適切な方法で、経過報告を行う。）
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠ることのないようにする。
- ※ 得られた調査情報は、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象者の児童生徒や保護者に説明する。

● 調査結果を教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた児童生徒又は保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

教育委員会が調査主体の場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する